

社協だより ふくし しらはま

社会福祉法人
白浜町社会福祉協議会

〒649-2324 白浜町十九洲 274 番地の 1
TEL 0739-45-2711 FAX 0739-45-2777
Eメールアドレス info@shirahama-syakyo.jp

日置川支部

〒649-2511 白浜町日置 197 番地の 1
高齢者生活福祉センター夢の里内
TEL 0739-52-2111 FAX 0739-52-2666
Eメールアドレス hikigawa@shirahama-syakyo.jp

歳末たすけあい運動

歳末支援金配分事業実施

歳末たすけあい運動の期間中に集められた募金の配分の中で、町内に住民票を有し、支援を必要とする世帯に支援金をお贈りします。(生活保護世帯、施設入所者は対象となりません)

対象となるのは？

- (1) ひとり暮らし高齢者
70歳以上でひとりりで生活し、生活困難な世帯
- (2) 重度の障害がある方がいる世帯(年齢は問いません)
ひとりでは日常生活を送ることが難しいために介護が必要な重度身体障がい児者・知的障がい児者・精神障がい児者の人がいる生活困難な世帯
- (3) ひとり親世帯で生活が困窮している世帯
高校生以下の児童を扶養している次の世帯の人で生活が困窮している世帯
- ① 準要保護世帯
- ② 母子世帯で児童扶養手当を全額支給されている世帯
- ③ 父子世帯で②に準ずる世帯
- (4) (1)～(3)に該当しない人で、著しく生活が困窮している世帯

【申請方法】

申請書に必要事項を記入、必要書類を添付の上、担当地区の民生委員・児童委員または白浜町社会福祉協議会へ提出してください。

※申請に関する書類は、地区の民生委員・児童委員または白浜町社会福祉協議会までお問合せください。

【受付期間】

11月2日(木) 午前8時30分～12月1日(金) 午後5時
(締切厳守)

【歳末支援金の支援の決定】

審査会にて審査の上、決定いたします。

【お問い合わせ】

白浜町社会福祉協議会

対象などについて
ご不明なことは、
ご相談ください。



～赤い羽根共同募金～

児童・生徒参加の街頭募金



10月1日から赤い羽根共同募金が始まり、町内の店舗の出入り口付近をお借りして街頭募金を実施しました。

地域の福祉委員さんや小中学校の児童、生徒の皆さまにもご協力をいただき実施しました。

たくさんの皆さまにご協力をいただきました。

また、各店舗の関係者の皆さまのご協力に感謝します。誠にありがとうございました。



協力店舗	協力校
グルメシティ白浜店	白浜第一小学校
Vショップ棧橋店	白浜中学校
業務スーパー白浜店	
オークワ白浜堅田店	西富田小学校
バリューハウス西富田店	富田中学校
Aコープあぜみち店	南白浜小学校
スーパードラッグ キン白浜富田店	
サニーマート	富田小学校
オークワ日置店	日置小学校 日置中学校

福祉相談所設置日程

【時間】午後1時30分から午後4時
(当日受付は午後3時まで)

1人約15分程度の相談となります。

【予約およびお問い合わせ】

白浜支部 : TEL 45-2711

日置川支部 : TEL 52-2111

※お申し込みは、各支部事務所まで。

※混雑する場合や日程の変更、中止の場合もございます。事前にご予約ください。

白浜本部

日程	内容	会場
11/6	財産・登記	本部事務所
11/20	法律	青少年研修センター
11/27	成年後見	本部事務所
12/5	財産・登記	

日置川支部

日程	内容	会場
11/2	法律	高齢者生活福祉センター
11/15	人権	
12/1	法律	

※各相談は、中止とさせていただきます場合がございます。実施の有無を確認、ご予約の上、ご来場ください。

福祉サービス利用援助事業 生活支援員募集のお知らせ

福祉サービス利用援助事業は、判断能力が不十分な高齢者や知的障がい、精神障がいのある人などが安心して生活が送れるよう、公共料金の支払いや行政手続き、福祉サービスの利用手続きなどのちょっとしたお手伝いをする事業です。

本事業では、ご利用者の皆さまへの訪問や金融機関での入出金などのお手伝いを行っていただく生活支援員を募集しています。

福祉サービス利用援助事業生活支援員活動について、知りたい、聞いてみたいなど、少しでも関心がありましたら、本会本部事務所（☎45-2711）までご連絡ください。

※生活支援員については、活動の説明を聞いていただいたうえで、ご協力いただけるか決めていただければと思いますので、お気軽にお問い合わせください。

福祉総合相談事業についてのお知らせ

福祉総合相談事業では、弁護士による法律に関する相談、司法書士による財産・登記に関する相談、人権擁護委員による人権に関する相談、そして、成年後見等に関する相談を実施し、日常生活上の悩みごとから専門的な相談まで、あらゆる相談に応じるため、専門の相談員がお話しをお伺いし、問題解決に向けてのアドバイスをさせていただきます。

相談会場の変更について

このたび、11月開催の法律相談より、日置川地区の相談会場を以下のとおり変更させていただきますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

(変更前) 高齢者生活福祉センター・みまい荘・川添山村活性化支援センターの巡回での開催

⇒ (変更後) 高齢者生活福祉センターでの開催となります。ご協力の程、よろしく申し上げます。

歳末たすけあい募金配分事業

団体組織支援事業申請団体募集

歳末たすけあい運動の期間中に集められた募金の中で、町内で活動する福祉施設・団体（介護保険事業所を除く）の年末年始の活動に対して助成を行います。

【対象団体】 右図参照

【助成限度額】 10万円 ※助成対象事業費総額の90%以内。

【対象事業】 福祉施設や団体が行う年末年始の行事、学習会、交流会など。

【申請受付期間】 11月1日(水)～15日(水)

午後5時必着 ※締め切り厳守

詳しくは白浜本部（☎45-2711）までお問合せください。

申請区分	①施設等	②福祉団体	③特定非営利活動法人
助成対象	令和5年10月1日現在開所しており、所在する施設で、社会福祉および更生保護を目的とする事業を行う施設。	令和5年10月1日現在1年以上の活動実績があり、社会福祉および更生保護を目的とする事業を行う団体。	令和5年10月1日現在認証され活動実績があり、町内に所在する法人で、社会福祉および更生保護を目的とする事業を行う特定非営利活動法人。
助成欠格要件	<ul style="list-style-type: none"> ◎行政所官庁の受託事業 ◎地域の寄付者から信頼されていないもの ◎営利目的に行っているもの ◎介護保険事業 ◎対象者およびその関係者のみで実施するもの(会員交流会等) ◎その他不相当と認められたもの 		

※社協だよりは、共同募金配分金や社協会費等を活用して掲載しています。